

平成26年度 事業計画

【基本方針】

「教育に携わる者の福祉の増進を図ることによって、大阪府下の学術の振興をはかり、教育、スポーツ等を通じて大阪府民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」を目的として以下のとおり運営する。

1 会員法人の教職員へ支給する退職資金給付事業

私立学校が公教育の一翼を担い、それぞれ建学の精神に基づいて独自の伝統と校風のもとに特色のある教育を行ない、多数の人材を世に送り、教育文化の興隆に多大の貢献をしていることは誰もが認めるところである。

教職員が安心して教育に専念できるようにするためには、在職中の生活保障はもとより、退職後の生活安定の策を講じることが前提条件とならなければならない。このことがまた優秀な教職員を確保し教育効果をあげる上においてきわめて重要であると考えられ、府内の私立学校の発展は、府民教育の発展向上に直結するものであるとの設立趣意にもとづき本事業を運営する。

(1) 資金計画

学校法人等に給付を行っている退職資金の原資は、負担金、大阪府からの補助金並びに資産の運用益から成り立っており、近年の運用利率の低迷、大阪府補助金の削減による減収から支出増が続いています。本年度は、負担金率並びに給付乗率の改定を実施し、収支の改善を図るとともに補助金率の全国平均への復元を目指し、大阪府への要望活動を積極的に行い、退職資金事業積立資産の増額を図ってまいります。

・負担金

標準給与月額に勤続期間に応じ定めた負担金率（49～140/1000）を乗じた額を負担金として徴収する。

・納付金

新たに本事業に加入する場合、一法人につき1万円、加入者一名につき1千円を徴収し、基本財産に繰り入れる。

- ・補助金

平成 26 年度大阪府から交付予定の補助金は、平成 26 年度当初予算補助率 $14/1000 \times 0.7 = 420,670$ 千円の予算要求を行った旨、私学・大学課より内示があった。(前年度と同率で標準給与総額の 1,000 分の 9.8 に相当)

- ・資金の運用

「安全・有利」を基本に、別に定める「資金運用管理規程」に基づき理事会の審議を経て実施する。

(2) 給付事業

本事業加入の学校法人等の教職員が退職した場合における退職手当の支給に必要な資金を、加盟学校法人等に次の要領により給付する。

- ・給付の対象

勤続一年以上の教職員等が退職した場合。但し、退職資金の給付制限に該当する場合を除く。

- ・退職資金の額

退職者の平均標準給与月額（退職した日の属する月より、その前 5 年間の標準給与月額の合算額の 60 分の 1 に相当する額）に、勤続期間（本事業加入後の勤続期間とし、最高は 46 年）により定めた率を乗じて得た額とする。

- ・返還金

運営規程 29 条の 2 に基づき、教職員等が事業対象外の学校等に転勤又は移籍することとなった場合は、学校法人等の申出によりそれまで納付してきた負担金を返還することができる制度。(平成 25 年度は申請無し)

- ・給付にかかる事務

運営規程の定めるところに基づき実施する。

[参考]

- 責任準備金に対する基金の保有割合（平成 26 年 2 月末現在）
 - ・基金保有額 11,854 百万円
 - ・責任準備金 33,461 百万円 ※
 - ・保有割合 0.354

※ 平成 25 年 3 月末のデータを基に、みずほ総合研究所に依頼した計算結果を記載

● 学校法人等並びに教職員数

(平成 26 年 2 月末現在)

区 分	学校法人等の数	教職員数	対前年差 (教職員数)
高 校	9 4	4, 5 8 0	△ 5
中 学 校	6 4	8 2 8	1 1
小 学 校	1 7	3 7 4	4
幼 稚 園	3 8 4	5, 6 0 9	4 7
団 体	4	2 2	0
合 計	5 6 3	1 1, 4 1 3	3 5

(大阪学芸中等教育学校は高校に含む。)

2 大阪府私学教育文化会館（私学会館）の再整備

本年 7 月に解体・着工し、次の半世紀に向けて私学関係者の日常的な活動拠点並びに貸会議室を提供できる施設サービス機能を備えた、「新・私学会館」を来年 6 月の竣工を目指し計画を進める。

なお、建て替え事業費は総額 10 億円で行う。資金は中高連 4.7 億円、専各連 3 千万円、総連合会 5 億円を拠出する。

3 新・私学会館の建設による移転先での運営・管理事業

(1) 新・私学会館建設に伴い、平成 26 年 6 月～約 1 年間は大手前類第一ビル（谷町 4 丁目）の 5・6・7・9 階フロアを総連合会が一括して賃貸契約を結び、私学関係各団体の事務所として貸室・貸会議室業務を行う。

(2) 総連合会の運営

・貸室事業・・・私学関係団体には、大手前類第一ビルの 5・6・7・9 階の各フロアでこれまでどおり事務所として利用する。

・貸会議室事業・・・大手前類第一ビルの 5 階に共用会議室を設け私学関係者の利用に供する。

4 私学振興に関する事業

私学新春互礼会

大阪私学の発展を祈念し、私学関係者の交友を温め結束を固める為に「教育は私学から 私学はひとつ」の合言葉のもと実施している年頭恒例行事の企画運営。

5 所轄庁その他の関係機関との連絡、交渉、支援に関する事項

6 その他前項の目的を達成するために必要な事業

私学総連合会事業の全般的な管理を行う。

(1) 会議に関する事項

諸事業遂行のための会議の開催。

- ・ 理事会 6 回
- ・ 評議員会 2 回

(2) 教育文化普及事業の開拓

平成 27 年 7 月より、新・私学会館において、私学関係者による創造的な教育・学術文化活動の成果を活用して、広く、府民の豊かな人間性の涵養に寄与する、講演会やセミナー事業の実施と、併せて学校種を超えて事業を展開することで、巾広い人的交流を促進し、教職員、児童、生徒の能力向上を目指すとともに、今後の私立学校教育の振興発展につながる諸事業の実施について具体的に研究・検討する。

(3) その他事業

移転期間中も、来るべき新・私学会館の竣工に向け、防火研修、消防技術錬成会等の大会にも積極的に参加し、防火・消防技術、防災意識の向上に努める。